

国立公文書館の加藤館長との打合せメモ

文責 小川千代子 記録管理学会会長

日程：7月12日（火）15時～

場所：館長室：館長面談（14時50分～）

館長室会議机（15時～16時20分）

対応者：加藤館長、下重専門官、小原首席、中村係長

当日、「記録管理学会としてNAに伝える予定の項目」と題する1枚紙を持参し、これを読み上げる形で、アーキビスト基準を巡る記録管理学会としての意見、並びに小川自身で補いたいと考えていることについて伝えた。以下ゴチは持参したメモを引用している。

1. 前回ア協の会合で加藤館長が示された、NAがアーカイブズ関係機関協議会（ア協）で「日本におけるアーキビスト職務規準（アーキビスト基準）について議論を進めるという方法に疑念があります。

「ア協とは別に、アーキビスト基準という今回のテーマのための検討委員会を作ったほうがよい」、これが記録管理学会の意見です。

その理由

ア協のメンバーは、国立公文書館をのぞいては実務組織ではなく、学会・協会などの団体組織である。

この状況について記録管理学会からは、前回会合の折、ア協のメンバー構成はバランスが良くないと指摘した。

このことについて、小川としては説明を加えたい。

これまでのア協の活動は、年に一度、参加組織の活動の情報交換を行うことにほぼ限定されていた。そのため、このバランスの不均衡が問題となることはなかった。

ア協の団体組織にとっては、国立公文書館以外の文書館、公文書館等の実務組織も国立公文書館と同じように、各団体のメンバーやクライアントとなる可能性がある。となると、果たしてア協メンバーの団体組織にとって、国立公文書館という一つの組織だけがア協実務組織として加盟しているだけで、実務組織との十分な情報交換ができる場であるといえるのだろうか。むしろ、国立公文書館以外の文書館、公文書館等の個別の実務組織が数多く参加する形を考えるべきではないか。そうなれば、アーキビスト基準についてより積極的かつ実務に即した意見を得ることができよう。

ア協の場がアーキビスト基準について議論するにふさわしいかどうかについては、小原首席から「これ以外に関係機関が集まる場は見つけにくい」との発言があった。加藤館長からは「茶飲み話のためのア協を継続する必要はどうか」とする疑問を提示されたので、その疑問には小川の個人的考えでは気持ちが重なりと述べた。アーキビスト基準を審議するには、現行のようなア協ではなく、別途の委員会なりを設ける方が望ましいというところで、双方一致を見た。以上のやり取りの後、加藤館長からは「この部分は理解しました。」との返答を得た。

次に、記録管理学会理事からの下記意見・感想の部分を読み上げた。

2. とはいえ、ア協で提示されたアーキビスト基準は記録管理学会の理事にも供覧したので、それに対する記録管理学会理事からの意見、感想が寄せられています。

2.1 全体的な問題点

現代のアーキビストには、レコード・マネジメントからアーカイブズ・マネジメントまで一貫した観点・職務が必要であるが、NA 案は NA の現状を追認したに過ぎず、レコード・マネジメントの観点・職務が欠落している。

2.2 アーキビスト基準のタイトルには「日本における」とあるが、前文では公文書館法と公文書管理法が前提となっている。

しかし、日本には、これらの法律の対象でない公文書館や文書館が相当数存在する。アーキビスト基準は、こうした機関の存在が捨象されている。したがって、タイトルに「日本における」を冠するのはふさわしくない。

2.3 個別論点としての用語の問題

アーキビストの日本語訳は必要だが、「史料管理者」のように歴史の「史」を使うのはよくない。同様に、「歴史資料として重要な公文書及びその他の歴史資料」は「史料」でなく「資料」とすべきである。

2.4 個別論点としてのアーキビストの職務の区分

アーキビストの職務を①収集、②保存、③利用としているが、①②はアーキビストが行うものであるのに対して、③は利用者が行うものであり、日本語としておかしい。

2.1～2.4 の各指摘につき、加藤館長からアーキビスト基準 2016.3.18 付に示されたものにつき、NA の立場からの説明があった。また、示されたものは案文であり、決定事項ではないという説明があった。更に、職務規準とは多くの関係者が参考にしてくれればよい、この通りにすべてを行えという意味で提示しているものではない、とする考え方について、加藤館長からは強い調子の説明もあった。

これを受け、記録管理学会としては、ア協幹事を引き受けていることもあり、4月のア協会合の段階で7月いっぱいに関各団体からの意見を求めたいとした国立公文書館の意向を受け、学会理事会からの意見を集約した結果を早めにお伝えするのが主目的である旨を述べた。

アーキビスト基準の内容に対する見解の違い等についての意見の修正・摺合せは行わなかった。

以上